

【資料】

## 児童虐待予防を目的とした保健師の相談支援における連携についての 文献検討

### A Literature Review of Research on Collaboration in Consultation Support for Public Health Nurses for the Prevention of Child Abuse

中原 洋子, 草野恵美子, 山埜ふみ恵, 堀池 諒, 濱浦 弘美

Yoko Nakahara, Emiko Kusano, Fumie Yamano, Ryo Horiike, Hiromi Hamaura

キーワード：児童虐待予防, 保健師, 連携

Key Words : prevention of child abuse, public health nurse, collaboration

#### I. はじめに

わが国における児童虐待相談対応件数は、1990（平成2）年に統計が開始されて以降年々増加し、2022（令和4）年は、219,170件と過去最多になっている（厚生労働省、2022a）。虐待の類型としては、ネグレクト（44.9%）、身体的虐待（42.9%）が多く、主な加害者は実母（59.2%）となっている（厚生労働省、2022b）。また児童虐待（以下、虐待）による死亡は2017年の第1次報告以降、ほぼ横ばいで、第18次報告（厚生労働省、2022b）では、心中以外の虐待死は47事例（49人）と報告されている。さらに、同報告によると、約8割の事例において、いずれかの関係機関が関わっているにもかかわらず、子どもが死亡に至った事例があり、各機関の役割分担や共有方法など具体的な方針の確認、認識の統一を徹底し効果的な連携を図るよう提言している（厚生労働省、2022b）。

このような背景から、2022（令和4）年の児童福祉法の改正では、2024（令和6）年までに全国市町村に子ども家庭センターの設置の努力義務が課せら

れた（厚生労働省、2022c）。同センターの設置により、支援が必要な妊産婦・子どもに対して母子保健・児童福祉の連携・協働で組織として一体的に運営することになり、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化が図られることとなった。

妊娠の届出や乳幼児健康診査等の母子保健施策は、全ての妊産婦・子どもと接する機会となっており、保健師は、支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、関係機関と連携を図りながら、相談支援を行うことで虐待予防において中心的な役割を担っている。一方で保健師は、児童虐待事例への支援において感じる困難感として、介入方法や健康問題と生活課題の重複に次いで、関係機関連携の難しさを挙げている（有本他、2018）。保健師が支援する虐待事例においては、関係機関連携の実施割合が約9割と極めて高く（松野郷他、2003）、虐待の発生を防ぐ一次予防、早期発見の二次予防、重症化を防ぐ三次予防において、関係機関連携は重要な支援技術である。

保健師の連携に関しては、保健師と保育士の連携に関する研究(尾形他, 2011)、保健師と助産師(大友他, 2013)、保健師と多職種・多機関(千葉他, 2020)、保健師と要保護児童対策地域協議会の連携システム(緑川他, 2021)など連携する職種や機関、システムに関する研究はされているが、保健師の連携を包括的に示した研究は見られない。今後、全国で設置が進められる子ども家庭センターにおける児童福祉との連携の他、地域における様々な職種・機関との有効な連携を行う上での示唆を得るため、保健師の相談支援における連携についての報告を包括的に文献検討した。

## II. 研究目的

本研究の目的は児童虐待予防のために保健師が連携した職種・機関、連携内容を明らかにし、有効な支援についての示唆を得ることである。

## III. 用語の定義

児童虐待予防：養育方法の改善などによる育児負担軽減、早期発見、親の抱える問題を改善する支援等の一次予防、二次予防、三次予防。

連携：共有化された目的をもつ複数の人及び機関(非専門職を含む)が、単独では解決できない課題に対して、主体的に協力関係を構築して、目的達成に向けて取り組む相互関係の過程(吉池他, 2009)。

保健機関の保健師：市区町村や都道府県、またはそれらの自治体が管轄する保健センターや保健所で働く保健師。

## IV. 研究方法

### 1. 研究デザイン

文献的研究

### 2. 文献検索方法

児童虐待防止法が制定された2000年以降に発表された文献を対象に、医学中央雑誌Web版を用いて、2023年9月に検索した。検索語は「児童虐待」and「保健師」and「連携(統制語：専門職間人間関係、多機関医療協力システム、地域社会ネットワーク)」とした。検索結果は239件が検索され、この

うち、原著論文は79件であった。このうち、解説、事例報告、文献検討を除外し、次の2つの条件を満たす文献を抽出した。

- ①児童虐待予防における保健機関の保健師の支援に関する研究であること
- ②保健機関の保健師と他職種との連携に関する内容が含まれていること

最終的に、11文献を分析対象とした。これらの文献について、分析の視点として、児童虐待予防のために保健師が連携した職種・機関、具体的な内容に着目して抽出した。

## V. 研究結果

分析対象となった11文献について、表1にそれぞれの概要を示した。保健師と助産師の連携に関する研究は、2文献(文献番号:1,7)、保健師と保育所・保育士の連携に関する研究は1文献(文献番号:8)、保健師と要保護児童対策地域協議会の連携に関する研究は1文献(文献番号:2)、保健師と多職種・多機関との連携に関する研究は4文献(文献番号:3,5,6,10)、保健師の相談支援に関する研究で、連携に関する内容が含まれていた研究が3文献(文献番号:4,9,11)であった。

### 1. 保健師が連携する職種・機関

保健師が連携する職種・機関は、助産師(1,7)、保育所・保育士(8,10,11)、生活困窮者自立支援事業相談員(4)、児童・民生委員(3,6,11)、他の市町村保健師(3)、地域住民(10)、乳児院(3)、児童相談所(3,6)、児童福祉担当課(3)、教育委員会、学校(3,6,11)、医療機関(3,6,10)、警察署(3,6)、市町村福祉担当部署(3,5,6,10)、家庭児童相談室(4,5)、国民健康保険担当課(6)、児童発達支援通所施設(3)であった。

### 2. 研究結果の整理

11文献の研究結果は、「連携のプロセス」、「連携の促進要因」に分類できた。次に、連携のプロセス、連携の促進要因について順に内容を示す。

#### 1) 連携のプロセス

まず、連携のプロセスについては、連携の目的として、助産師との連携システムを明らかにした研究

表1 文献の概要

文献番号	著者名 (発表年)	目的	研究対象	連携した職種・機関
1	深見ら (2023)	子育て世代包括支援センターの保健師が行っている精神疾患合併妊産婦への支援の実態と助産師との連携のあり方を明らかにする	精神疾患合併妊産婦への支援経験のある子育て世代包括支援センターの保健師 5名	助産師
2	緑川ら (2021)	児童虐待の予防を図るため、母子保健担当保健師と要保護児童対策地域協議会 (以下、要対協) の連携システムの構築を促進する要因を明らかにする	市区町村に勤務する母子保健担当保健師 (11名) と要保護児童対策調整機関担当者 (2名) の計 13名	要対協
3	千葉ら (2020)	市町村保健師が行う子ども虐待ハイリスク家族に対する関係機関との連携の取り組みを明らかにする	実践経験を5年以上有し、子ども虐待ハイリスク家族に対して関係機関と連携して支援を行った経験を持つ市町村保健師 6名	多機関
4	山縣ら (2019)	乳幼児をもつ生活困窮者世帯のなかの児童虐待ハイリスクケースを対象とした育児支援における支援課題と活動内容を明らかにし、妊娠・出産・育児を支援し、児童虐待予防するための市町村保健師の活動方法を検討する	乳幼児をもつ生活困窮者世帯に対する支援で成果を上げたと認識できる事例をもつ保健師 9名	多機関
5	玉城 (2014)	沖縄県の南部圏域における若年の母の保健・医療・福祉の連携の現状、連携の促進要因と阻害要因を明らかにする。さらに、連携が円滑に行われるためには何が必要か検討する	沖縄県南部圏域の市町村保健師、公的医療機関・診療所の医師・助産師・看護師、家庭児童相談室・児童相談所の家庭相談員、児童福祉司、22名	多機関
6	渥美ら (2013)	行政保健師が個別支援の際に行った関係機関や関係職種との連携内容を具体的に明らかにする	複数の関係機関や関係職種と連携をした個別支援事例を有する行政保健師 8名 (保健所 4名, 市町村 4名)	多機関
7	大友ら (2013)	虐待予防のために継続的に母子の支援を行う助産師と保健師の連携システムの構造を記述する	保健センター保健師は 5名 地域周産期母子医療センター勤務助産師 7名	助産師
8	尾形ら (2011)	児童虐待のリスクが高い事例に対する個別支援の際に、行政保健師が行った保育所保育士との連携の内容を具体的に明らかにする	母子保健または児童虐待防止に携わっている首都圏 3市の保健師 5名	保育所 保育士

9	尾ノ井ら (2009)	地域における虐待問題に関わる保健師の役割・機能について，保健師自身の役割認識と他職種による保健師の役割認識・役割期待の比較から専門的役割に関する問題と課題を整理する	平成12年10月～平成16年4月まで に保健センターでの虐待予防教室 に関わった保健師4名，保育士3名， 臨床心理士および家庭児童相談室の ケースワーカー・医師各1名	多機関
10	荒井ら (2008)	地方都市の診療所，基幹病院，市町村，保健所の児童虐待に対する支援の現状を明確化し，医療機関と地域保健機関看護職の連携システムのあり方を提言する	A市内または近郊にある児童虐待に関わる基幹病院およびそれと同等の実績をあげてきた病院・診療所およびA市の保健機関の看護職11名	多機関
11	頭川 (2006)	市町村保健師による子ども虐待発生予防の取り組みの実態を明らかにし，今後の保健師活動に関する課題について検討する	A県内120市町村の保健師各市町村の係長・主任クラスの保健師1名 に対して依頼し，回答があった71名。	多機関

(7) に，保健師と助産師が行う虐待予防を目的とした支援における連携の目的とは，妊娠期から育児期を通じた母子へ継続した安心を提供することであると示されていた。また，精神疾患合併妊産婦への支援と助産師との連携に関する研究(1)では，保健師の支援方針について，社会資源の利用を促し，継続的な子育てサポートをすることであると報告されていた。ハイリスク家族に対する保健師の関係機関との連携の取り組みに関する研究(3)では，保健師は，多様な関係機関から寄せられる情報を受け取る，ネットワークを介してより詳しい情報を掴むことで能動的に情報を収集し，多機関が関わることで早期に母子のSOSに気づけることから，効果的な支援を図るために連携が必要だと報告していた。さらに，支援者の安全性の観点からも連携が必要だと判断しており，対象・支援者双方向からの連携の必要性を判断していることが報告されていた。

また，各関係機関の役割の明確化と役割分担について示されていた。対象者に協働支援していく上で保健師は，関係機関の見立てや支援方針を把握するとともに保健師の見立てや支援の限界を説明することにより，相互理解を図っていた。各機関の専門性や過重な役割の観点から役割分担の必要性を判断する，専門性や強みを活かした役割を明確にすることをしていた。保健師は産後の養育能力不足を予測

し必要な支援を関係部署と協議する等問題発生に備え先回りして手を組み支援環境を整えていた(3)。若年の母への支援における連携に関する研究(5)では，各機関がどのようにアプローチしていくかという役割を決める，役割の理解を得る活動として，保健師を知らない人もいたので自己紹介する際には説明の仕方を工夫する，関係機関で方針を決めて支援するなどを示していた。乳幼児をもつ生活困窮者世帯の育児に関する保健師活動に関する研究(4)では，養育能力が低く子どもの成長発達が妨げられる可能性がある場合には，産婦人科および家庭相談員などの関係者と情報共有し，担う役割を明確にするなどを行っていた。市町村保健師への虐待発生予防の取り組みの実態と今後の課題に関する自記式質問紙調査を行った研究(11)では，保健師は母子や家族の様子を把握する手段として，保育所，小・中学校，民生・児童委員など地域住民とのつながりがあることから，関係者間で情報を共有し，アプローチの前に支援方法の確認や支援体制の方向づけを行うこと，ネットワークづくりに向けた具体的方策の検討の必要性を報告していた。

保健師は連携する職種・機関の見極めと橋渡しを行っていることが示されていた。多職種・多機関と連携支援に関する研究(6)では，保健師は，関係機関の役割や機能を把握した上で，どの機関であれ



ば対象者に必要なサービスを提供できるかを情報収集し、助言を受けながら、連携機関の見極めを行っていた。また対象者の支援を一人で抱え込むのではなく、関係機関を巻き込みながら支援していた。さらに、保健師は、関係機関よりも先に対象者に関わっていた経緯からその関係を生かし、対象者と関係機関の仲介役となり支援が滞ることなく円滑にいくように関係機関同士の橋渡しをしていた。これらの関係機関がより効果的なサービスを提供するために、保健師は関係機関が対象者へどのような支援しているのかを把握し互いにどのような連携が必要かを検討し、役割分担をしていた。精神疾患合併妊産婦への支援と助産師との連携に関する研究(1)では、保健師が行う精神疾患合併妊産婦に対する支援は、まず、要支援妊産婦と判断することから始まり、1か月健診までは、妊産婦の状況に詳しい助産師と情報共有し、妊産婦の状態にあった多施設・多職種へつなげることで、切れ目のない支援が行えるよう調整をしていた。また、保健師と保育士との連携に関する研究(8)では、保健師は、保育所保育士と母子の情報を共有する、児童虐待のリスクに注意しながら母子に対応するよう依頼する、保育士が安心して対応できるように対応方針を共有する、保育士と母親や他機関とを橋渡しすることが示されていた。これらは、虐待のリスクが高い事例での保育士との特徴的な連携内容であることが記述されていた。

また、関係機関間の信頼関係の構築や支え合いについて示されていた。保健師と医療機関との連携に関する研究(10)では、保健師は、家族全体を支援対象者であると捉えて、家族の中で何が起きているのか、子どもや家族の地域での接点を探り、日頃から関わりのある周囲の母親、保育士、生活保護担当者、母子保健推進委員等の地域関係者と共に支援していた。地域における連携では、情報共有により対象者の詳しい情報を得ること、各機関の役割を理解することで対象者の必要なサービスにつなぐこと、支援においては関係者同士で支え合っていることが示されていた。助産師との連携システムを明らかにした研究(7)では、助産師と保健師の双方が母親と信頼関係をつくる、組織内・外の関係職種が支援

の必要な母子を漏らさない網目をつくる二重の支援を行っていることを報告していた。保健師自身の役割認識と他職種による保健師の役割認識・役割期待の比較を行った研究(9)では、保健師と他機関・他職種と連携を図ることで個々の専門職以上の視点で対象者が見ることができると、対象者との信頼関係を構築し、援助関係をつくることで他職種の支援を受け入れやすくしていることが報告されていた。

## 2) 連携の促進要因

次に連携の促進要因については、保健師は、地域における生活の場での子育てを見据えた支援を行っており、助産師が、保健師の支援を理解すればするほど、助産師が知っている情報の価値を認識することができ、保健師から助産師へ地域の妊婦の状況をフィードバックすることで、専門職の連携を発展・向上できることが報告されていた(1)。また、保健師と助産師との連携は、互いに日常的な口頭のやりとりで情報を活かすこと、虐待予防のために協力する意識を高めること、互いを信じて支え合うことの重要性を報告していた(7)。

保健師と要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)の連携に関する研究(2)では、母子保健の保健師と要対協の連携を促進する要因として、連携指針の整備、組織化の推進、人材管理、政策への対応、情報管理、チーム力向上が示されていた。連携指針の整備の具体的な内容は、運営方針の共有、支援基準の明確化、支援方針の合意形成、業務手順の確立、フォーマルコミュニケーションの確保があった。チーム力向上の具体的な内容は、連携による効果の認識、特性を活かした役割分担の明確化、互いの理解と尊重、顔の見える関係づくり、成功経験の蓄積、成果の評価、連絡手段の確保が示されていた。

## VI. 考察

11の研究結果を整理した結果、児童虐待予防のために保健師が連携した職種・機関、保健師の連携プロセス、連携の促進要因について順に考察した。

まず保健師が連携した職種・機関について、今回分析対象とした研究では、保健師が連携した職種・機関は、助産師、保育士、児童・民生委員、他の市

町村保健師、生活困窮者自立支援事業相談員、地域住民、医療機関、児童相談所、児童福祉担当課教育委員会、保育所、学校、警察署、市町村福祉担当部署、家庭児童相談室、国民健康保険担当課、児童発達支援通所施設等であり、多職種・多機関と連携していることがわかった。2019年の関係閣僚会議により決定された児童虐待防止対策（厚生労働省、2019）では、児童相談所・市町村における情報共有・連携・役割分担の推進、児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化により、児童虐待防止の抜本的な強化を図ることが決定されている。また、児童虐待による死亡事例検証結果報告（第18次）（厚生労働省、2022b）によると、母子保健担当部署が「関与あり」であった32例のうち、「虐待の認識なし」は24例あり、母子保健担当部署における虐待への認識を高め、早期に情報共有や連携ができる支援体制の構築の必要性が指摘されている。以上のことから、保健師は母子保健活動において、虐待予防の視点で支援の必要性をアセスメントし、連携する職種・機関を見極めて早期から協働支援することが求められる。

次に、連携のプロセスについては、保健師は虐待予防への効果的な支援を図るために継続的な子育てサポートを目的に連携を図っていることが明らかになったことから（1,7）、保健師の虐待予防における連携は子育て支援のプロセスの一部であると考えられる。

また、保健師は連携する職種や機関、情報共有を行い、妊産婦の状態にあった多施設・多職種へつなげることで、切れ目のない支援を行っていた（1）。さらに、保育士が安心して対応できるように対応方針を共有する、保育士と母親や他機関とを橋渡しすることが示されていた（8）。また、各関係機関の役割の明確化と役割分担について示されていた（4,5）。吉池ら（2009）は、保健医療福祉領域における連携のプロセスについて、①単独解決できない課題の確認、②課題を共有し得る他者の確認、③協力の打診、④目的の確認と目的の一致、⑤役割と責任の確認、⑥情報の共有、⑦連続的な協力関係の展開、の7段階を示している。保健師は上記の②課題を共有し得る他者の確認を行う上で、保健師を知らない職

種に自己紹介する際には説明の仕方を工夫していた（5）。保健師は情報共有するなかで、上記の④目的の確認と目的の一致、⑤役割と責任の確認、⑥情報の共有を行っている点が一致していた。さらに、保健師は、対象者と関係機関の仲介役となり支援が滞ることなく円滑にいくように関係機関同士の橋渡しをしていた（6,8,9）。先行研究（中原他、2016）においても、保健師は母親が保健師以外の人からの支援も受けることができるように関係機関を調整していることが報告されており、自ら支援を求めていることが難しい対象にとって重要なプロセスであると考えられる。

また、助産師と保健師の双方が母親と信頼関係をつくる、組織内・外の関係職種が支援の必要な母子を漏らさない網目をつくる二重の支援を行っていることを報告していた（7）。杉本ら（2021）は保健師の発達障害児に対する連携技術の特徴について、子どもの成長発達や母親に受容状況に合わせて継続支援していることと、連携を行うための地域の仕組みづくりを挙げており、虐待予防における保健師の連携においても同様の技術が示されていた。

最後に連携の促進要因については、本研究では、保健師の連携促進要因について、日常的な口頭のやりとり、顔の見える関係づくり、コミュニケーションの重要性（1,2,7）、連携による効果の認識、役割分担の明確化、互いの理解と尊重、成果の評価、連絡手段の確保（2）が示されていた。金藤ら（2011）が行った、保健師と連携経験のある他職種へのインタビュー調査によると、近年、コミュニケーション能力が低い保健師の増加により、「連携しにくくなったと感じている」ことから、効果的な連携活動を行うためには、従来の保健師との関係性を再構築し、適切な役割分担が必要と報告している。上記の保健師の連携プロセスでも述べた「役割と責任の確認」は、連携の促進要因でもあると考えられる。

現在、2024（令和6）年に向けて、全国の市町村に設置が進められる子ども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の一層の連携が求められることから、保健師は特に児童福祉の役割について理解を深め、コミュニケーション能力を高めて効果的な連

携活動を目指す必要がある。また、児童福祉だけに限らず、多職種、多機関との連携も重要視されていることから、保健師は地域の関係機関を熟知し、それぞれの役割を理解しておくことが重要である。

## VII. 結論

児童虐待予防のために保健師が連携した職種・機関、連携内容を明らかにすることを目的として文献検討を行った結果、保健師は地域の幅広い職種、機関と連携を図っていることが明らかになった。保健師は虐待予防において、連携する目的は、妊娠期から育児期を通して母子へ継続した安心を提供することとされており、継続的な子育てサポートを目指して、多職種・多機関と連携を図っていることがわかった。また、研究結果は、連携のプロセスと促進要因に整理された。連携のプロセスにおいて、保健師は連携する職種や機関の役割や機能を把握した上で、役割の明確化を図り、対象者と関係機関の仲介役となり支援が滞ることなく円滑にいくように関係機関同士の橋渡しをしていた。連携の促進要因としては、各職種の役割について理解を深めるためにも、コミュニケーション能力を高めていくことが必要であることが示唆された。

## 利益相反

本研究において開示すべき利益相反状態はない。

## 文献

荒井葉子, 安武繁, 笠置恵子, 他 (2008): 児童虐待防止のための医療機関と地域保健機関の看護職の支援と連携, 人間と科学 県立広島大学保健福祉学部誌, 8(1), 101-115.

有本梓, 田高悦子 (2018): 行政保健師における児童虐待事例への支援に対する困難感の理由と特徴, 横浜看護学雑誌, 11(1), 19-27.

渥美綾子, 安齋由貴子 (2013): 行政保健師が行う個別支援における連携内容, 日本地域看護学会誌, 16(2), 23-31.

千葉栄子, 桂晶子, 安齋由貴子 (2020): 子ども虐待ハイリスク家族に対する市町村保健師の関係機関との連携の取り組み, 日本公衆衛生看護学会誌, 9(1), 10-17.

深見美希, 山波真理, 加納尚美 (2023): 子育て世代包括支

援センターの保健師による精神疾患合併妊産婦への支援と助産師との連携, 母性衛生, 64(1), 130-137.

金藤亜希子, 宮腰由紀子, 小野ミツ (2011): 連携する他職種が捉える保健師像 - 保健師教育の方向性を探る -, 日本看護研究学会雑誌, 34(2), 109-118.

厚生労働省 (2019): 児童虐待防止対策の抜本的強化について平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議, <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/000496811.pdf> (参照2023年9月25日)

厚生労働省 (2022a): 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数 (速報値), [https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401\\_policies\\_jidougyakutai\\_19.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf) (参照2023年9月25日).

厚生労働省 (2022b): 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第18次報告), [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00006.html) (参照2023年9月25日).

厚生労働省 (2022c): 児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第66号) の概要, <https://www.mhlw.go.jp/content/000991032.pdf> (参照2023年9月25日).

松野郷有実子, 石川美帆, 水井真知子, 他 (2003): 旭川市保健所における保健師による乳幼児虐待に対する援助活動, 小児保健研究, 62(1), 104-108.

緑川喜久代, 渡邊多恵子 (2021): 児童虐待予防に向けた母子保健担当保健師と要保護児童対策地域協議会の連携システムに関する研究, 淑徳大学看護栄養学部紀要, 13, 25-35.

中原洋子, 上野昌江, 大川聡子 (2016): 支援が必要な母親への妊娠中からの保健師の支援 - 妊娠届出時等の保健師の判断に焦点を当てて -, 日本地域看護学会誌, 19(3), 70-78.

尾形玲美, 有本梓, 村嶋幸代 (2011): 児童虐待ハイリスク事例に対する個別支援時の行政保健師による保育所保育士との連携内容, 日本地域看護学会誌, 14(1), 20-29.

尾ノ井美由紀, 伊藤美樹子, 早川和生 (2009): 子どもの虐待問題に関わる保健師の役割・機能に関する保健師自身の認識と連携他職種の認識, 大阪大学看護学雑誌, 15(1), 43-59.

大友光恵, 麻原きよみ (2013): 虐待予防のために母子の継続支援を行う助産師と保健師の連携システムの記述的研究, 日本看護科学会誌, 33(1), 3-11.

佐藤拓代 (2011): 保健機関による子ども虐待予防 - ポピュ

レーションアプローチからハイリスクアプローチへ，  
小児科診療，74(10)，1563-1566.

杉本由利子，山下清香，小野順子，他 (2021)：市町村保健  
師の発達障害児に対する連携技術の構成概念の検討，日  
本地域看護学会誌，24(2)，22-29.

玉城三枝子 (2014)：ハイリスク母子の保健・医療・福祉の  
連携の現状－若年の母の場合－，沖縄の小児保健，41，  
22-33.

山縣千開，春山早苗 (2020)：乳幼児をもつ生活困窮者世帯  
の育児に関わる支援課題および市町村保健師の活動内容，  
日本地域看護学会誌，23(1)，32-41.

吉池毅志，栄セツコ (2009)：保健医療福祉領域における「連  
携」の基本的概念整理－精神保健福祉実践における「連  
携」に着目して－，桃山学院大学総合研究所紀要，34(3)，  
109-122.

頭川典子 (2006)：市町村保健師による子ども虐待発生予防  
の実態と今後の課題，日本地域看護学会誌，8(2)，73-  
78.